平成２９年（フ）第４３号
長野県上伊那郡南箕輪村4172番地２
債務者　小林　宏樹
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第２５３号
岐阜県各務原市鵜沼南町７丁目47番地
債務者　道家　伸蔵
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１４６号
静岡県富士市中丸247番地の７
債務者　小野　義孝
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１２１６号
名古屋市緑区漆山1008番地
債務者　春谷　　勝
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２１７号
名古屋市緑区漆山1008番地、従前の住所名古屋市緑区大高町字西森前53番地　さつき荘105号
債務者　河合勢津子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２５２号
名古屋市名東区つつじが丘301番地　市営猪子石荘15棟305号
債務者　亀井　修一
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２６４号
名古屋市中区新栄２丁目50番37号　市営新栄荘６棟106号
債務者　長谷川英雄
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８７号
滋賀県彦根市中藪町660番地13（201号）、前住所滋賀県彦根市栄町２丁目５番５号
債務者　西野　円華
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１２５号
滋賀県彦根市松原町3666番地８（201号）、前住所滋賀県彦根市平田町838番地１（Ａ－11号）
債務者　丸山　敦美
1　決定年月日時　平成29年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第３４１号
兵庫県相生市大谷町８番26号
債務者　五十嵐崇博
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第３６９号
兵庫県姫路市国府寺町16番地フジビル304、従前の住所兵庫県姫路市伊伝居67番地４メゾン馬場先Ａ406
債務者　月田　克也
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１９８号
奈良県生駒郡斑鳩町神南５丁目２番17―202号
債務者　石田　梨菜（旧姓星川）
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５３号
鳥取県八頭郡八頭町大江904番地１
債務者　西川　廣之
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６９号
鳥取県岩美郡岩美町大字恩志162番地１、旧住所鳥取県鳥取市滝山758番地２
債務者　村上　康雄
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７５号
鳥取県鳥取市古市71番地　タウンハウス木下Ｂ－８号、旧住所鳥取県鳥取市吉成566番地48　木下住宅４号
債務者　髙田　　司
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７７号
鳥取県鳥取市面影１丁目18番12―301号　県住301号
債務者　森田　茂樹
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
鳥取地方裁判所民事部